

トップエンジニアリング 有料職業紹介事業

手数料の払戻金制度について

求職者が入社就業開始後、自己都合により退職または求職者の責に帰すべき事由により解雇された場合（以下、退職等という）、紹介手数料の一部を下記各号の通り求人者へ返還します。但し、退職が、求職者に対する処遇その他労働条件が採用決定時の労働契約の著しく異なる事に起因する場合、または、法令違反行為に起因する場合はこの限りではありません。

- （１）入社日から１ヶ月未満の退職の場合、紹介手数料の８０％に相当する金額
- （２）入社日から１ヶ月以上、３ヶ月未満の退職の場合、紹介手数料の５０％に相当する金額

以上

許可番号 １３－ユ－０４０３１７

事業所の名称及び所在地 東京都港区港南2-4-3 三和港南ビル2階
株式会社トップエンジニアリング